

【お詫びと訂正】

この度はインテリアコーディネーターハンドブック統合版をご購入いただきありがとうございました。
掲載内容につきまして、一部誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

正誤表 <下巻>の訂正(平成26年9月3日時点)

◇適用ハンドブック: 初版(H25.11.20発行)～第2刷(H26.4.20発行)

章	頁	行・図表番号	誤	正
6	33	左上から4行	ツーバイフォー構法の場合、際根太が土台の役割を果たしほぼ同様の構成となる。	ツーバイフォー構法の場合、1階床を束立て床にすることも多いが、
6	43	左上から6行	⑤ 洞床	⑦ 洞床
6	43	左上から10行	⑥ 吊り床	⑤ 吊り床
6	43	左上から13行	⑦ 置き床	⑥ 置き床
6	75	図表6-139	密度650kg/m ³ 以下のもの	密度650kg/m ³ 未満のもの
6	76	左下から12行	30%以下の	30%未満の
7	120	右下から2行	$TL = \log_{10} \frac{1}{\tau} = \log_{10} \frac{I}{I_t}$	$TL = 10 \log_{10} \frac{1}{\tau} = 10 \log_{10} \frac{I}{I_t}$
7	166	左上から16行	変更したときは	変更したいときは
7	181	図表7-157	光度核	光度角
7	190	図表7-165	 <p>特定電気用品のPSEマーク</p> <p>特定電気用品以外の電気用品のPSEマーク</p>	 <p>特定電気用品のPSEマーク</p> <p>特定電気用品以外の電気用品のPSEマーク</p>
8	221	図表8-19	<p>コンセント</p> <p>一般の壁付きコンセント</p> <p>2口の壁付きコンセント</p> <p>3極の壁付きコンセント</p> <p>アース付のコンセント</p> <p>防水形の壁付きコンセント</p> <p>Ⓢ 壁型を塗る</p> <p>Ⓜ₂</p> <p>Ⓜ_{3P}</p> <p>Ⓜ_E</p> <p>Ⓜ_{WP}</p>	<p>壁付コンセント</p> <p>Ⓢ は Ⓜ で示してもよい 壁側を黒く塗る</p> <p>一般のコンセント</p> <p>2口コンセント</p> <p>3極コンセント</p> <p>接地(アース)極付きコンセント</p> <p>防雨(防水)型コンセント</p> <p>Ⓢ</p> <p>Ⓜ₂</p> <p>Ⓜ_{3P}</p> <p>Ⓜ_E</p> <p>Ⓜ_{WP}</p>
9	244	左上から12行	軒天上	軒天井
9	244	左下から4行	鉄鋼モルタル塗	鉄網モルタル塗
9	246	左下から7行	2) 高さの制限	2) 高さの制限(法第55、法第56条)
9	246	右上から1行	⑤建物の高さの制限～(図表9-2)。	⑤隣地斜線制限、などがある(図表9-2)。
9	246	右下から3行	2)有効採光面積の算定	2)有効採光面積の算定(法第28条)
9	247	左下から3行	ただし、学校の教室で床面積が50㎡を超える場合は、3m以上でなければならない。	削除
9	248	左上から6行	法第52条の2	法第52条の 3 第3項 *
9	248	左下から6行	(令第22条)	削除
9	248	左下から3行	令第22条	令第22条の2
9	249	右上から7行	(11)内装制限	(11)内装制限(令112条、128条の3の2及び4、129条)
9	251	右上から7行	以下のような規定がある。	以下のような規定がある(国土交通省住指発682号)。

章	頁	行・図表番号	誤	正
9	251	右上から12行	(平均高ではないことに注意)。	(平均高ではないことに注意、図表9-12)。 なお、上記①、②の他に、自治体によっては、小屋裏物置を使用するために設置する階段や梯子の仕様と換気用などの開口部の大きさについての規定を別途設けているところがある。
9	251	右上から13行	③の文章、④の文章	削除
9	251	図表9-12		

*:4/1に修正